

競争入札心得

(目的)

第1 建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合においては、入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、那賀町財務規則(平成17年那賀町規則第33号。以下「規則」という。)及びその他法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

(入札に関する留意事項)

第2 入札参加者は、那賀町が指示した設計図書及び現場等を熟知の上、入札するものとする。なお、上記設計図書を閲覧しなかった者並びに現場説明に参加しなかった者は、当該工事等に係る入札に参加することができない。

入札書記載金額は、特に指示のない限り、契約希望金額から取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いた金額とする。

2 那賀町においては、規則第108条の規定により最低制限価格を設けている。

3 入札回数は初度入札と再度入札の2回までとする。

4 入札書は、封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならないものとし、指定の時刻内に入札書を提出しない者は、入札を欠席したものとして取り扱う。

5 電子入札システムによる入札(以下「電子入札」という。)の場合は、入札書提出締切日時までに提出しなければならないものとし、入札書の提出及び辞退届の処理がシステム上未完了のままである場合は、欠席となる。

6 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は(電子入札の場合は、一度提出した後は)、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

7 第6の各号により入札が無効となった者又は最低制限価格又は失格基準価格を設定した工事にあつては、その最低制限価格から取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いた価格を下回る入札書記載金額で入札をした者は、当該工事等に係る再度入札に参加することができない。

8 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書(市町村長発行)は、不要とする。

9 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

代 理 人 氏 名 ㊟

復代理人の場合

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

代 理 人 住 所

商号又は名称

氏 名

復 代 理 人 氏 名 ㊟

(入札の辞退)

第3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(3) 電子入札の場合は、入札書提出締切日時までに、入札書提出前に限り辞退届を提出することができる。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者もしくは、疑いのある者はこの限りでない。

4 辞退届の提出がなく入札を欠席した者については、理由書を入札担当者に提出し、理由が明らかになるまでは、指名不選定の扱いとする。

(公正な入札の確保)

第4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあつては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

3 入札は、町の都合により取りやめることがある。

(当該入札が無効となる事項)

第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 記名押印のない入札(電子入札の場合は、電子認証書を取得していない者のした入札)

(2) 那賀町指定の様式でない入札書での入札

(3) 入札書封筒には「入札書」の文字、指名通知記載の入札番号、工事名、路線名等、工事箇所、会社名及び住所の記載をすることとし、その記載の無い入札(様式は任意とする。)

(4) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(5) 同一事項に対してした2通以上の入札

(6) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(7) 委任状を持参しない代理人が行った入札

(8) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日(日付)を誤り、又はその記載のない入札

(9) 公表設計金額を上回る金額での入札

(10) 再度入札の際、1回目の最低入札金額を上回る金額での入札

(11) 明らかに連合によるものと認められる入札

(12) 工事の入札は、内訳書の提出を入札時に求めるものとする。その内容等に、入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等の不備がある場合は、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。ただし、再入札時の内訳書の提出については、原則求めないものとする。

(13) 電子入札の場合は、内訳書及び確認資料の電子ファイルが「那賀町電子入札システム運用基準」において指定するもの以外でした入札。

(14) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(当該入札が失格となる事項)

第7 最低制限価格又は失格基準価格が設定されている場合は、その最低制限価格又は失格基準価格を下回る金額での入札は、失格とする。

(落札者の決定)

第8 無効及び失格の入札を除き、予定価格の範囲内で、町にとって最も有利な入札をした者を落札者とする。

2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて(電子入札の場合は、電子くじによって)落札者を決定する。

(契約の締結)

第9 落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、14日(業務委託契約においては、10日)以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を含まない。)に、契約金額の10分の1(予定価格が10億円以上の建設工事にあつては、10分の3)以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。(建設工事においては設計金額が200万円未満のとき、業務委託においては設計金額が200万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。)

2 前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

3 落札者は、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

(前金払及び中間前金払の特約)

第10 請負金額が200万円以上である場合は、契約締結時に、申し出により10分の4以内(業務委託にあつては10分の3以内)で4億円を限度として前金払をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払をしない。

2 請負金額が200万円以上の工事である場合は、前項の規定による前金払をした後、申し出により10分2以内の中間前金払をすることができる。この場合においては、前項のただし書の規定を準用する。

(その他)

第11 消費税率については、引渡し時点における消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

附則

この心得は、令和3年1月4日より施行する。